**平成２２年（フ）第３２号**
大分県佐伯市大字海崎2458番地
債務者　高尾　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**平成２２年（フ）第３３号**
大分県佐伯市臼坪24番33号、従前の住所兵庫県多可郡多可町中区高岸397番地１
債務者　岩崎　　泉
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**平成２２年（フ）第４１５号**
宮崎市波島２丁目20番15号、前住所宮崎市新別府町薗田122番地　サンフォレスト302号
債務者　新垣ゆかり（旧姓上元）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第４７号**
宮崎県日南市大字益安795番地５
債務者　山下めぐみ
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２２年（フ）第４８１号**
鹿児島県鹿児島市新屋敷町26番９―701号
債務者　下西　昭則
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第５０１号**
鹿児島県鹿児島市明和４丁目17番29―21号
債務者　四元　昭保
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第５７２号**
鹿児島県鹿児島市武１丁目42番14号西郷アパート203号
債務者　小田　弘子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第８０号**
鹿児島県奄美市名瀬平田町８番２―32号山田方
債務者　山田　ナヨ
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２１年（フ）第３４３号**
兵庫県明石市鳥羽29番地の４　セントラルハイツＡ―302号
債務者　今西　宏人
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第２７５号**
兵庫県明石市朝霧町２丁目７番15号
債務者　鈴木真喜子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第３０２号**
兵庫県明石市貴崎４丁目14番16―102号
債務者　久留島久美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第３１６号**
神戸市西区学園西町７丁目３番地707―403号、旧住所神戸市西区学園西町７丁目３番地701―304号
債務者　浦上　郁子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第３２７号**
神戸市西区二ツ屋１丁目22番５―102号
債務者　木村　京子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第３２８号**
兵庫県明石市材木町17番16号
債務者　浦田　昭文
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第３２９号**
兵庫県明石市材木町17番16号
債務者　浦田　恵美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第３５１号**
神戸市西区南別府４丁目316番地の１　フローラルコート203号、旧住所神戸市西区伊川谷町有瀬502番地の４
債務者　河野　英子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２２年（フ）第３７１号**
兵庫県明石市魚住町中尾24番地の１　プレッソ・アル・マーレ202号
債務者　大高　　宙
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係